

# Harmony通信 2021.08

vol.198

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



睡蓮：花鳥様

## ■健康保険法改正で傷病手当金の通算や育休中の社会保険料免除が変更

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が第204回国会で決・成立し、6月11日に公布されています。主な改正事項をご紹介します。

◆**傷病手当金の支給期間の通算化(令和4年1月1日～施行)**  
傷病手当金は、業務外の事由による病気やケガの療養のために休業する際、一定の要件に該当した場合に支給されるもので、支給期間は、支給が開始された日から最長1年6か月です。これは、1年6か月分支給されるということではなく、1年6か月の間に仕事に復帰した期間があり、その後再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合でも、復帰期間も含めて1年6か月に算入されます。支給開始後1年6か月を超えた場合は、仕事に就くことができない場合であっても、傷病手当金は支給されません。**今回の改正は、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるように、支給期間の通算化を行うというものです(支給開始日から通算して1年6か月支給)。**がん治療などで入退院を繰り返すなど、長期間にわたり療養のための休暇をとりながら働くケースなどがあることから、改正になりました。

◆**任意継続被保険者制度の見直し(令和4年1月1日～施行)**  
任意継続被保険者制度は、健康保険の被保険者が、退職後も選択すれば引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者になれる制度です。保険料は全額被保険者負担で、従前の標準報酬月額または、当該被保険者の全被保険者の平均標準報酬月額のうち、いずれか低い額に保険料率を乗じた額を負担します。任意継続被保険者となった日から2年経過したときや、保険料を納付期日までに納付しなかったとき、就職して健康保険などの被保険者資格を取得したとき、後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき、被保険者が死亡したときのいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失します。**今回の改正は、任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや被保険者からの申請による資格喪失を可能とするものです。**

◆**育児休業中の保険料免除要件の見直し(令和4年10月1日～施行)**  
育児休業中の社会保険料免除は、現在、月の末日時点で育児休業をしている場合に、当該月の保険料(賞与保険料含)が免除される仕組みです。例えば、月中に2週間の育休を取得したとしても、休業期間に月の末日を含まなければ免除の対象にはなりません。**今回の改正は、短期の育児休業の取得に対応して、育児休業期間に月末を含まない場合でも、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1か月を超える育児休業を取得している場合に限り免除の対象とするというものです。**

### 編集後記

開催 or 中止、有観客 or 無観客、など、史上かつてないくらい問題が山積したと思われる東京2020オリンピックが終わりました。ニュース速報は連日、日本人選手のメダル獲得と、コロナ感染者数の人数が並行して放送され、選手たちの大活躍をいつものように手放しで喜べないもどかしさがありました。しかし、コロナ禍の中、どうなるのかわからない不安の中でも競技への情熱を絶やすことなく、最後まで戦い切った選手たちの姿にはたくさんの勇気と感動をもらいました。どんな状況下でも、今できることを精一杯全うする姿は、メダルの有無にかかわらず本当に尊いものだと感じ入りました。さて、オリンピックが終わっても、コロナウイルス感染が終息しない限り、私達の困難の夏はまだ続きます。感染しない、させないためにはどんな行動をとるべきか、今できることは何か、これからも真摯に考え、実践し続けてはいけないと思います。

## TOPICS

### ■職場のルールの伝え方「それは前に言ったよね？」と腹を立てる前に

#### ◆原因は伝え方にある？

最近では、バワハラという文字が頭をよぎり、「それは前に言っただろ！」と頭ごなしに怒るという場面は少なくなっているかもしれませんが。職場のルールが徹底しないのは従業員が怠慢なのでしょうか？その原因は、ルールの伝え方にあるかもしれません。効果的な伝え方について、考えてみませんか？

#### ◆そもそも注意したい点

まず、そもそも次のようなことをした上でルールを伝えているか、振り返ってみる必要があります。

- ・**矛盾するルールがないかチェックする**  
(アクセルとブレーキを同時に踏んでいるような状態では、従業員が勝手に判断して行動してしまいます)
- ・**ルールの目的を説明する**  
(目的がわからなければ従おうという気にはなりません)
- ・**ルール順守者を表彰する**  
(みんなの前ではほめることで、他の従業員がルールに気づき、ルールを守るということがある、と考えるようになります)
- ・**繰り返して伝える**  
(人は忘れる動物です。ルールを決めた本人が忘れてということもままあります)

#### ◆伝え方の工夫

- そして、伝え方も、次のような点を意識する必要があります。
- ・**画像などを使って方法をわかりやすくする**
- ・**データを使って基準を明確にする**
- ・**わかりやすい言葉、読みやすい文章にする**
- ・**すべての従業員に確実に伝える**  
また、出社している従業員にもテレワーク中の社員にも確実に伝えようと、ビジネスチャットツール(Teams など)を使用する場合もあるでしょう。そこでの書き方でも一工夫必要です。単に文章として書いておけばよいのではなく、後から検索しやすいように、件名を付ける、キーワードとなる言葉(検索しやすい言葉)を盛り込む、読みやすい文字数に抑え、基となる資料がある場所のアドレスを貼る等をする、使いやすいでしょ。
- なお、チャットツール上に書かれているだけでは不足です。口頭での説明、繰り返し伝えること等と併せて行うことで効果が高まります。職場のルールや規程は作っただけでは意味がありません。従業員がきちんと認識し、それに従って行動しようと思えるような伝え方が重要です。

#### -令和3年度宮城県最低賃金について-

宮城地方最低賃金審議会は8/5に結論をまとめ「時間額 853円」に改正するのが適当である旨を宮城労働局長に対し答申を行いました。今後はこの答申を受け、異議申出の公示等諸手続を経て宮城県の最低賃金が決定されます(発効予定日 10/1)

## Harmony通信 2021.08

#発行：2021年8月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所  
Harmony社会保険労務士法人  
合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38

クラッセ上杉ビル 4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

URL: <https://melody-office.com/>

mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

